

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十五年九月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奈良不動産専門家協会

三 代表者の氏名

駕海 由美子

四 主たる事務所の所在地

奈良市朱雀二丁目一〇番地（一―一四）

五 定款に記載された目的

この法人は、不動産業と不動産業に関連する分野の専門家及びこの目的に賛同する人たちが連携し、高齢化、多様化する社会において求められる住まいづくり・街づくりの研究事業、環境保全・環境共生事業、不動産業界で働く人々の能力開発を支援し、不動産に関する正しい知識の普及に関する事業等を通じて不動産に関する様々な問題を抱えた個人及び法人に対し、生活者の視点を生かした提言及び支援をし、もって、社会全体の利益の増進を図り、社会貢献に寄与することを目的とする。